

1

税の種類、問合先

税の種類	問合先
特別区民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)、特別区たばこ税、鉱産税、入湯税	特別区民税と森林環境税は2の表を見てください。 その他は課税課(庶務・諸税) ☎03-5744-1192
不動産取得税、自動車税、固定資産税、都市計画税など	おおたとぜいじむしょ 大田都税事務所 ☎03-3733-2411
法人二税(法人事業税、都民税)個人事業税	しながわとぜいじむしょ 品川都税事務所 ☎03-3774-6666
事業所税	みなととぜいじむしょ 港都税事務所 ☎03-5549-3800
所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、酒税など	おおもりぜいむしょ 大森税務署 ☎03-3755-2111 ゆきがやぜいむしょ 雪谷税務署 ☎03-3726-4521 かまたぜいむしょ 蒲田税務署 ☎03-3732-5151

2

特別区民税・森林環境税の問合先

住んでいる地域	払う金額や、手続きについての問合先	払う方法についての問合先
おおもり さんのお まごめ ちゅうおう いけがみ へいわじま 大森、山王、馬込、中央、池上、平和島	かぜいか おおもりちく 課税課(大森地区) ☎03-5744-1194	のうぜいか せいりおおもり 納税課整理大森 ☎03-5744-1200
みねまち だんえんちやう ふ う き ゆきがや ちどり 嶺町、田園調布、鶉の木、雪谷、千鳥、久が原、千束、石川町、仲池上、上池台	かぜいか ちやうふちく 課税課(調布地区) ☎03-5744-1195	のうぜいか せいりちやうふ 納税課整理調布 ☎03-5744-1201
かまた こうじや はねだ はぎなか ろくごう やぐち 蒲田、糀谷、羽田、萩中、六郷、矢口、下丸子、多摩川	かぜいか かまたちく 課税課(蒲田地区) ☎03-5744-1196	のうぜいか せいりかまた 納税課整理蒲田 ☎03-5744-1202
おおた ぐがい 大田区外		のうぜいか せいりぐがい 納税課整理区外 ☎03-5744-1203

3

じゅうみんぜい
住民税

住民税とは、住んでいる 地域に 使われる お金を、住んでいる人から 集める 税金です。支払う 金額は 前の 年の 1月から 12月までの 給料などを 計算して 決まります。

1月1日現在、大田区に 住所があり、前の 年に 給料などを もらった人は 6月に 課税されます。なお、令和6年度から森林環境税が 課税 されます。住民税と あわせて 払います。(住所が 変わった ときでも、1月1日現在に 住んでいた 地域に 払います)

また、大田区に 住んでいなくても、次の 場合は 課税されます。

* 大田区に 家や 自分が経営している会社がある人

詳しくは 課税課へ 聞いて ください。

じゅうみんぜい もうし こ
(1) 住民税の 申込みについて

期限は 2月16日から 3月15日までです。前の 年の 1月から 12月までの 収入を 課税課に 届けて ください。収入がない人も 届けて ください。ただし、次の 場合は 手続きをする 必要は ありません。

* 税務署に 確定申告の 手続きをした人

* 給料以外の 収入がない人で、給料を 払っている 会社が「給与支払報告書」を 大田区役所に 提出している人

しょうとくこうじょ
(2) 所得控除

所得控除は、税金の額を 決めるときに、税金を 支払う人の 生活の 状況から、払う額を 少なくする 制度です。

障害者控除、医療費控除、寡婦控除、ひとり親控除、社会保険料控除、扶養控除 などが あります。

じゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい はら ほうほう
(3) 住民税・森林環境税を 払う方法

税金を 払うには 次の 二つの 方法が あります。

① 給料からの 特別徴収

会社に 勤めている人は、会社が 本人に 代わって 払います。税金は 給料から 取ります。

② 普通徴収

上の ①以外の人 が 対象になります。毎年6月に 税金を払う人へ 納付書が 届きます。年4回の 決まった 日までに(6月、8月、10月、次の 年の 1月) 払います。大田区役所納税課、特別出張所 (P.23)、金融機関(銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行)、郵便局、※コンビニエンスストア、※MMK(マルチメディアキオスク)設置店(※バーコードが 印刷されている 納付書に限る)などで 払って ください。

また、住民税・森林環境税は 金融機関の 口座振替が 利用できます。

も ばい りる れ じ りよう きんゆうきかん こんびにえんすすとあ い
 モバイルレジを利用すれば 金融機関や コンビニエンスストアに 行かなくても、
 けいたいでんわ はら のうげいか き
 携帯電話から 払うことができます。詳しくは 納税課に 聞いて ください。

(4) 日本から 外国へ 出るときの 手続き

1月1日から 納税通知書が 届くまでの 間に 日本から 外国へ 行くときは、税金を 払う人 を 決めるか、外国に 行く 前に 払って ください。

納税通知書が 届いた 後に 日本から 外国へ 行く ときは、税金を 払う人 を 決めるか 全て 払っておく 必要 があります。

(5) 税を 払う 相談

税金を 払うことが 難しいときは、大田区役所納税課に 相談して ください。そのままに しておく と 払う 金額が 増える とき があります。

4

軽自動車税 (種別割)

【問合先】 課税課 (庶務・諸税) ☎ 03-5744-1192


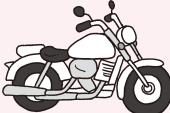
毎年 4月1日に 軽自動車など を 持っている人 が 払う 税金です。「軽自動車」には バイクの一部が 含まれます。


4月2日以降に 軽自動車などを 他人に 譲るなどした ときも、4月1日現在で 持っていた人が その年度の 軽自動車税(種別割)を 全て 払う 必要 があります。詳しいことは 聞いて ください。

(1) 軽自動車の 登録と 手放すとき

軽自動車などを 棄てた ときや、他人に 売った とき、譲った とき、区外に 引っ越しをした ときは 30日以内に 手続きを してください。

手続きを しないときは、車が 無くて も 納税通知書が 届きます。

軽自動車の 種類	届出を するところ
原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車(フォークリフト、農耕作業用自動車 など) 	課税課(庶務・諸税) ☎03-5744-1192 (車の 使用をやめる ときは 特別出張所(P.23)でも できます)
125ccを 超える オートバイ、 軽二輪、小型自動二輪 	東京 運輸支局 登録部門 ☎050-5540-2030

軽自動車の種類 <small>けいじ どうしゃ しゅるい</small>	届出をするところ <small>とどけ</small>
660ccまでの軽四輪 <small>けいよんりん</small> 	軽自動車検査協会 東京 主管事務所 <small>けいじ どうしゃけん さきょうかい とうきょうしゅかんじ むしよ</small> ☎050-3816-3100

※普通自動車(660cc以上)についての問い合わせは、大田都税事務所(☎03-3733-2411です。)

(2) 軽自動車税(種別割)の税金を払う方法

毎年5月中旬に「軽自動車(種別割)税納税通知書」が区から届きます。5月31日までに金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、農協、ゆうちょ銀行)で払ってください。その他、口座振替、コンビニエンスストア、クレジットカード、モバイルレジでも払うことができます。

5 税金を払ったことを証明したいとき

【問合先】課税課(庶務・諸税) ☎03-5744-1192

(1) 区で発行する税の証明

税の種類	証明書の種類	主な用途
住民税	課税(非課税)証明書	収入の証明などに使います
森林環境税	納税証明書	税金を支払う状況の証明に使います
軽自動車税(種別割)	納税証明書(継続検査用、一般用)	継続検査用：軽自動車等の継続検査(車検)を受けるときに使います 一般用：売買用や名義変更などに使います

(2) 持っていくもの

本人の場合：本人の確認ができる書類(運転免許証、保険証など)

代理の場合：委任状というほかの人(代理人)に任せることを書いた書類(家族のときも必要です)、代理人の本人の確認ができる書類(運転免許証、保険証など)

※委任状の書きかたには決まりがあります。大田区のホームページで書きかたの見本を見て書いてください。ダウンロードして印刷すれば必要な情報を書くだけで提出できます。



6

た ぜいきん
その他 税金

(1) 所得税

自分の収入で金額が決まる税金です。会社で働いている人は、会社が税務署へ税金を払います。自分で会社を経営している人は、自分で税務署へ税金を払います。

(2) 消費税

何か物を買ったときに値段に含まれている税金です。

(3) 固定資産税

毎年1月1日に家や土地などを持っている人が払う税金です。

(4) 不動産取得税

土地や家を買ったり、家を建築したときに払う税金です。

(5) 税金の条約

二重に税金を払うことがないようにしたり、税金を払わないことを防ぐための条約です。一定の条件の人は、所得税や住民税が免除になることがあります。免除を受けるためには、所得税と住民税それぞれの届出が必要です。

